

# 「徳島もりあげ隊 ビバ！！」 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「徳島もりあげ隊 ビバ！！」という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を徳島県徳島市南昭和町1-15-1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、徳島県内の地域や社会貢献団体の催しやイベント等への参加、その他の方法で、当該催しやイベント等を盛りあげ活性化することにより、地域や社会貢献団体の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### 1 活動に係る事業

- (1) 催しやイベント等への参加事業
- (2) ボランティア活動への協力事業
- (3) 地域活性化に関する事業
- (4) その他、NPO等への協力、助言事業

### 2 その他の事業

- (1) 販売促進に関する事業
- (2) その他、収益事業
- 3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(資格)

第6条 この団体の会員は、会の目的に賛同する者で、会員相互に認め合う者をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1 代表 1名

代表は、本会を代表し会務を統括する。

2 副代表 2名

副代表は、代表を補佐し、代表不在のときはその職務を代行する。

3 会計 1名

会の会計をつかさどり、事務を行う。

(役員を選任)

第8条 役員は、会員の互選とし、役員に事故ある時は速やかに後任を選任する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(会議)

第10条 活動のための役員会及び会議は、代表が召集し、議長を務める。

1 役員会及び会議は、出席者の2分の1以上をもって議決するものとする。

2 役員会及び会議は、必要に応じて開催し、会の活動について計画し、審議する。

(入会)

第11条 会の目的に賛同し入会を希望する者は、役員承認により入会することができる。

(退会)

第12条 退会を希望する者及び会の目的に反する活動を行う者は、会議の議決により退会するものとする。

### 第4章 会計

(収入)

第13条 本会の収入は、次のとおりとする。

(1) 参加費

(2) その他の収入

(支出)

第14条 本会の支出は、次のとおりとする。

1 参加費

2 負担金

3 寄附金

4 役務費

5 その他必要と認められる経費

(会計)

第15条 本会の会計は、活動ごとに必要な額を徴収し、終了時に決算する。

### 第5章 その他

(その他)

第16条 本規約による他、必要事項については会議において審議し、議決する。